

春野商工会報

発行：春野商工会 高知市春野町西分55番地 TEL：088-894-2146 FAX：088-894-2461

事業承継・引継ぎ支援センターと春野商工会の共催事業 事業承継相談会のご案内

事業承継相談会を「高知県事業承継・引継ぎ支援センター」「春野商工会」による共同開催にて行います。親族内承継・第三者承継などの事業承継に関するあらゆる相談を秘密厳守にてお伺いし、計画策定支援や適切な支援機関・支援制度をご紹介します。

- 開催日 … 令和6年9月20日（金）
 - 開催時間 … 午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時
 - 開催場所 … 春野商工会 会議室
 - 相談料 … 無料
 - 申込方法 … FAXまたは電話
 - 申込期限 … 令和6年9月13日（金）
- 残り席が少なくなっております。ご希望される方はお急ぎください。



〈相談内容の一例〉

- 家族や従業員に事業を譲りたいがどう進めたら良いかわからない
 - 後継ぎがないので第三者に譲りたい
 - 廃業したあとの設備や店舗を有効活用したい
 - 会社や事業を引き継ぎたい
 - 自分で商売を始めたのでいいお店があれば引き継ぎたい
- 専門家が秘密厳守にて相談をお受けします。
お気軽にご相談ください。

青年部 佐川町チャリティビアガーデン出店

令和6年7月24日、佐川町役場前にて、第42回チャリティビアガーデンが開催されました。このイベントは佐川町商工会青年部が主催する佐川町を代表するお祭りです。佐川町商工会青年部と春野商工会青年部との交流目的と、春野商工会青年部の活動資金確保のための収益事業としてほぼ毎年出店しています。

今年も、春野商工会青年部から6名の部員が参加し、ホテルSP-haruno-製造のソーメン・パンキャンディー・枝豆・わらび餅、みかん家にしごみのみかんジュース、菊屋のキャラメルポップコーンを販売しました。当日は天候にも恵まれ、二千名を超える来場者がありました。出店を通して、佐川町商工会青年部との交流と部内の結束を高めることができました。

商工会青年部は、経営者の資質向上を目指す講習会・研修会等の開催、地域貢献、商工業者のネットワーク・人脈作り等に取り組んでいます。会員の皆様におかれましては、今後も春野商工会青年部活動にもご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また春野商工会青年部では随時部員を募集しております。商工会会員もしくは会員の親族、法人役員、後継者等で45歳以下の男女がご加入いただけます。ご興味がある方がいらっしゃいましたら、お近くの青年部員または事務局までお問い合わせください。



青年部出店の様子

そのお悩み、専門家に相談しませんか？

商工会の制度活用で相談指導が無料！

みなさまの相談に応じて、商工会連合会が選定したエキスパートが直接事業所にお伺いする制度「専門家派遣制度」のご紹介です。専門家からのアドバイスにより、問題解決を図ることができます。

《よくあるご相談》

- 事業計画を作成したい、見直したい
- 自社のブランド力を強化したい、付加価値を高めたい
- 業務効率化のためにデジタル技術を導入したい
- 就業規則の見直し、36協定の見直しをしたい
- 食品衛生法の改正に伴う対応について相談したい
- 経営改善、働き方改革、デジタル化、民法改正など様々なご相談に対応いたします。無料でご相談いただけますので、お気軽にお問い合わせください。

春野町内の専門家のご紹介(一例)

- (株)キャリアマネジメントサービス 北村志野先生
専門分野：IT・ホームページ・パソコンスキル等
 - はるの総合労務管理センター・石川悠樹行政書士事務所 石川悠樹先生
専門分野：社会保険労務士・行政書士・労働助成金
 - 岡崎憲社会保険労務士事務所 岡崎憲先生
専門分野：社会保険労務士・労働社会保険諸法令・事務・働き方改革等
 - 大野稔社会保険労務士事務所 大野稔先生
専門分野：社会保険労務士・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員
 - 土居雅之司法書士事務所 土居雅之先生
専門分野：司法書士・行政書士
 - さの司法書士・行政書士事務所 佐野潤先生
専門分野：司法書士・行政書士・相続登記等
 - 司法書士アイデア法務事務所 森田銀次先生
専門分野：司法書士・相続・不動産登記・会社法人・後見業務・民事紛争等
 - ビルドプロ 山中聡史先生
専門分野：中小企業診断士・建設業の施工管理の生産性向上・現場からの経営改善・販路開拓・製造業の販路開拓・営業戦略・新規事業
- その他、様々な専門家がいますので、まずは商工会にご相談ください。

やさしい税務 Q&A

電子帳簿保存はうまくいっていますか？

Q1. 「電帳法」について、あらためておさらいをお願いします。

A. 「電帳法」(電子帳簿保存法)とは、法人税や所得税などの国税に関する帳簿や書類を電子データで保存することを求める法律です。2022年の改正によって「電子取引データ保存」が義務化されました。とくに、メールやウェブで授受した取引情報(請求書・領収書など)をデータで保存する「電子取引データ保存」については、それまでの猶予期間が終了し、2024年1月から義務化されましたので、ほぼすべての法人や個人事業主の皆さんも対応する必要があります。

Q2. 「電帳法」への対応が十分にできておらず、電子取引データを印刷して保存しています。問題ありませんか？

A. 2024年1月以降は、メールやウェブで授受した請求書や領収書といった電子取引データについては、以前のように印刷した書面で保存することは認められません。しかし、電子取引データ保存へのシステム対応が間に合っていない場合は、メールなどでやり取りした請求書などを今迄どおり印刷して保存すること併せて、データを消さずにシステムに残しておく、必要に応じて提示できるようにしておけばよいとされています。電子帳簿保存法は、要件の緩和なども行われたことで企業の実情に沿った運用が容易になりました。そのような今をチャンスととらえ、電子帳簿保存に前向きに取り組まれることをおすすめします。

Q3. インターネットバンキングで振込をした場合、どのような書類を保存しておけばよいですか？

A. インターネットバンキングを利用した振込も電子取引に該当しますので、電子取引データとして保存しておく必要があります。具体的には、振込年月日・振込金額・振込先名が確認できる画面をPDF化して保存しておくほか、オンライン上の通帳や入金明細などをPDF化して保存することも認められています。別途、金融機関から明細が紙で郵送されてきた場合は、当該明細を紙のまま保存することも可能です。取引情報を紙で受け取るのであれば電子取引に該当しませんから、データで保存する必要はありません。

Q4. 会社の備品をネット通販で購入していますが、この場合の正しい対応について教えてください。

A. インターネットを介して商品やサービスの売買を行うネット通販は、今や誰もが利用する便利なツールです。ネット通販では、見積情報や請求書、領収書等が電子的に発行されますので、取引情報を電子的に授受するという点で電子取引そのものといえます。そのため電子取引データとしての保存がもたらされることはいまでもありません。

